

(記載例) 1…10月分まで徴収し、未徴収税額を普通徴収に切り替える場合

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年 度

① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

呂楽町長殿 令和 6 年10 月 31 日提出	給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地	〒370-0603 呂楽郡呂楽町大字中野2570-1												特別徴収義務者 指 定 番 号	1 2 3 4 5 6						
		フリガナ	オウラサンギョウ (カ)												整 理 番 号	0 0 5 6						
		氏名又は名称	呂楽産業(株)												担連 当 絡 者 先	所 属	人事課給与係					
		個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1		2	個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰め記載	氏 名	呂 楽 一 郎			
給 与 所 得 者	フリガナ	オウラ ハナコ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 年 月 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	氏 名	呂 楽 花 子																				
	生年月日	1	9	7	5	年	1	月	1	日												
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	6 年 1 月 10 日 31 日 右から 番号を 記入	1. 退職・長期 2. 転任・定 3. 死 亡 4. 支 払 少 額 5. 合 併 6. そ の 7. 事 由・理 由	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
	受給者番号	0 1 2 3 4 5																				
	1 月 1 日 現在の住所	呂楽町 大字光善寺 364																				
異動後の 住 所	呂楽町大字中野 3170												12,000 円		6 月から 11 月から 10 月まで 5 月まで		6 年 10 月 31 日					

1. 特別徴収継続の場合																		新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。						
新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規)												法 人 番 号								受 給 者 番 号		
	所 在 地	〒												担 当 者 連 絡 先	所 属									
	フリガナ														氏 名									
	氏名又は名称													電 話	内線 ()				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	____ 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要				

2. 一括徴収の場合																		左記の一括徴収した税額は、 ____月分(翌月10日納入期限分) で納入します。					
理 由	____ 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため												徴収予定月日	____月 ____日							徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	____ 円

3. 普通徴収の場合																		※ 町記入欄			
理 由	1 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため																			

ご注意

4 3 2 1

「整理番号」の欄には、給与所得等に係る特別徴収税額通知書に記載された番号を記入してください。
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続を済ませたうえで、
一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。
※印の欄は、届出者において記入する必要があります。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。